

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年2月26日

支出負担行為担当官

北海道開発局稚内開発建設部長 巖倉 啓子

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道40号 稚内市 港電線共同溝家屋調査業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、一般国道40号稚内港地区において、近隣家屋を事前調査により把握し、道路工事による事業損失防止の基礎資料とするため、家屋調査を行うものである。

(3) 業務内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

【稚内港地区】

地盤変動影響調査

- ・現地踏査 N = 1 業務
- ・家屋調査(事前調査) N = 9 棟

(4) 成果物について

成果物は、特記仕様書のとおりとする。

(5) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年8月25日まで。

(6) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(8) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月3日付国官技第309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第50

1号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号)の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「補償関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争参加資格の決定を受けていること。
また、一般競争参加資格の決定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 北海道内に本店を有するものであること。
- (9) 「補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。)」第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門において登録を受けていること。
- (10) 競争参加資格確認申請者は、以下のいずれかの実績を有する者とする。
 - ア 平成27年度以降入札公告日までに完了した以下に示す同種業務において、北海道内で1件以上の実績を有すること(再委託による業務実績は含まない)。
同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について(令和2年12月23日国不用第35号)(以下「運用通知」)」記1の別紙に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る業務
 - イ 平成27年度以降入札公告日までに完了した業務のうち、中間貯蔵施設整備事業について環境省が発注した同種業務について、同省の証明を受けた1件以上の実績を有すること。
- (11) 令和5年度から令和6年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。
- (12) 配置予定の管理技術者は下記ア、イ及びウ又はエの全ての条件を満たす者である

こと。なお、下記イ及びウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ア 次のいずれかの資格等を有する者。

(ア) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門の補償業務管理者。

(イ) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。）第3条に掲げる登録部門のうち、事業損失部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(ウ) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。

(エ) 運用通知記2(5)に定める者のうち、「補償業務全般に関する指導監督的実務経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者」。

(オ) 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定し、土地改良補償業務管理者等登録名簿に登録された土地改良補償業務管理者。

イ 令和3年度から令和6年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

ウ 平成27年度以降入札公告日までに完了した以下に示す同種業務において、北海道内で1件以上の実績を有すること（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務の実績も認めない。）。業務実績には、担当技術者として従事した同種業務の経験又は発注者として従事した同種業務の経験も実績として認める。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る業務

エ 平成27年度以降入札公告日までに完了した業務のうち、中間貯蔵施設整備事業について環境省が発注した同種業務について、同省の証明を受けた1件以上の実績を有すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒097-8527 北海道稚内市末広5丁目6番1号
北海道開発局稚内開発建設部契約課専門官
電話 0162-33-1072（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和8年2月26日（木）から令和8年4月13日（月）までの

行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 18 時 00 分（最終日は入札書受付締切予定時刻である 11 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書等の提出期間及び方法

令和 8 年 2 月 2 6 日（木）08 時 30 分から令和 8 年 3 月 1 0 日（火）11 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記 3 (1)に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年 4 月 1 3 日（月）11 時 00 分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和 8 年 4 月 1 3 日（月）11 時 00 分。提出先は、北海道開発局稚内開発建設部契約課専門官。

ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、令和 8 年 4 月 1 3 日（月）11 時 00 分。

郵送又は託送先は、北海道開発局稚内開発建設部契約課専門官。

開札は、令和 8 年 4 月 1 5 日（水）09 時 00 分 北海道開発局稚内開発建設部 4 階入札室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ。

(7) 詳細は入札説明書による。